毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 条 例

所管課(室)名

○長崎県税条例の一部を改正する条例

務 課

条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月30日

長崎県知事 大石 賢吾

## 長崎県条例第27号

長崎県税条例の一部を改正する条例 長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

> 改正後 改正前

附 則

1~17 略

(不動産取得税の税率の特例)

18 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅 | 18 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅 又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税 率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。

19~30 略

(狩猟税の税率の特例)

る狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56 条に規定する申請書(この項において「狩猟者登録の申請 書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下「特 定捕獲等期間」という。) に県内の区域を対象とする同法 第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥 獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った場合 における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(この項 において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税 率が適用される狩猟者の登録(この項において「軽減税 率適用登録」という。) の要件を満たす者が、特定捕獲等 期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象と なる狩猟期間(同法第2条第9項に規定する狩猟期間をい う。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間につい て狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を 受けた場合には、この限りでない。

1~17 略

附則

(不動産取得税の税率の特例)

又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税 率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。

19~30 略

(狩猟税の税率の特例)

31 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受け | 31 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受け る狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56 条に規定する申請書(この項において「狩猟者登録の申請 書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下「特 定捕獲等期間」という。) に県内の区域を対象とする同法 第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥 獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った場合 における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(この項 において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税 率が適用される狩猟者の登録(この項において「軽減税率 適用登録」という。) の要件を満たす者が、特定捕獲等期 間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象とな る狩猟期間(同法第2条第9項に規定する狩猟期間をい う。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間につい て狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を 受けた場合には、この限りでない。

号 外

32 略

|32 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

重通 (八九五) 二二一四 電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寿 田 宏印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリン

弥卜